

自転車ルール・マナー問題集②

次の問題で正しい場合は○、間違っている場合は×を解答欄に記入してください。

- 1 石川県では、自転車を利用する際、自転車保険への加入義務がある。
- 2 自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こした場合、負傷者を救護し、相手と連絡先を交換しておけば、警察に通報する必要はない。
- 3 スマートフォンを手に持ち、電話や画面を見ながら自転車を運転してはならないが、スマートフォンをハンドルに固定し、手に持たないようにすれば、画面を見ながら運転しても違反にはならない。
- 4 イヤホンやヘッドホンを使用し、大音量で音楽等を聞きながら、安全な運転に必要な音等が聞こえない状態で、自転車を運転する行為は禁止されている。
- 5 一時停止の標識（図1）がある交差点では、自動車は一時停止しなければならないが、自転車は徐行で進行することができる。



図1



図2

- 6 歩行者用道路の標識（図2）がある道路は、自動車は通行できないが、自転車は、歩行者に気をつけて通行することができる。
- 7 自転車で車道を走行中（図3）、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止しなければならない。

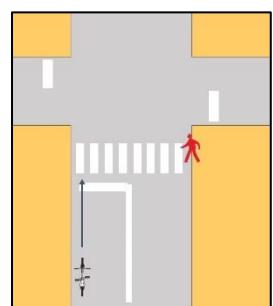


図3

- 8 ペダルが付いている電動バイク（図4）は、「モペット」などと呼ばれ、アクセルとなるスロットルやレバーを操作して電動モーターで走行させることができるが、電動モーターを作動させずにペダルのみを用いて走行させる場合、運転にはあたらないので、運転免許がなくても走行することができる。



図4

- 9 14歳以上の者が、自転車で一時不停止や信号無視等の危険行為を行い、3年間に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならないが、これを受講しない場合は、5万円以下の罰金が科される。

- 10 自転車は運転免許が不要なので、お酒を飲んで運転しても罰則はない。

解答欄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

自転車ルール・マナー問題集② 問題＆解説

	問 題	正解	解 説
1	石川県では、自転車を利用する際、自転車保険への加入義務がある。	○	<p>「石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例」により、令和6年4月1日から自転車保険への加入が義務化されています。</p> <p>加入の対象者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者（未成年者の場合はその保護者） ・事業者（事業活動に自転車を利用する場合） ・自転車貸付事業者（レンタル自転車が対象） <p>となります。</p>
2	自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こした場合、負傷者を救護し、相手と連絡先を交換しておけば、警察に通報する必要はない。	×	<p>交通事故があったときは、最寄りの警察署等の警察官に、交通事故が発生した日時、場所等を報告する必要があります。</p> <p>（道路交通法第72条第1項）</p>
3	スマートフォンを手に持ち、電話や画面を見ながら自転車を運転してはならないが、スマートフォンをハンドルに固定し、手に持たないようすれば、画面を見ながら運転しても違反にはならない。	×	<p>携帯電話・スマートフォン等の画面を注視しながら運転する行為は違反です。</p> <p>（道路交通法第71条第5号の5）</p>
4	イヤホンやヘッドホンを使用し、大音量で音楽等を聞きながら、安全な運転に必要な音や声が聞こえない状態で、自転車を運転する行為は禁止されている。	○	<p>イヤホンやヘッドホン等を使用して、緊急自動車のサイレンや自動車の警音器の音、警察官の指示等、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で運転してはいけません。</p> <p>（石川県道路交通法施行細則第12条第11号）</p>
5	一時停止の標識（図1）がある交差点では、自動車は一時停止しなければならないが、自転車は徐行で進行することができる。	×	<p>一時停止の標識がある交差点では、自転車も一時停止しなければなりません。</p> <p>（道路交通法第43条）</p>
6	歩行者用道路の標識（図2）がある道路は、自動車は通行できないが、自転車は、歩行者に気をつけて通行することができる。	×	<p>歩行者用道路の標識がある道路は、歩行者が通行するための道路であり自転車は通行できません。</p> <p>（道路交通法第8条第1項）</p>

自転車ルール・マナー問題集② 問題＆解説

7	<p>自転車で車道を走行中（図3）、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止しなければならない。</p>	○	<p>自転車が車道を通行中に横断歩道に近づいたときは、横断する歩行者がいないことが明らかな場合を除いて、横断歩道の直前（停止線がある場合はその手前）で停止できるように速度を落として進み、歩行者が横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。</p> <p>（道路交通法第38条第1項）</p>
8	<p>ペダルが付いている電動バイク（図4）は、「モペット」などと呼ばれ、アクセルとなるスロットルやレバーを操作して電動モーターで走行させることができるが、電動モーターを作動させずにペダルのみを用いて走行させる場合、運転にはあたらないので、運転免許がなくても走行することができる。</p>	×	<p>ペダル付き電動バイクは、道路交通法上、自動二輪車や原動機付自転車に該当し、電動モーターを作動させずペダルのみを用いて走行させる場合、見た目は自転車の運転であっても、自動二輪車や原動機付自転車の運転に該当するので、運転免許が必要となります。（道路交通法第2条第1項第17号）</p> <p>フリマサイトなどでは、ペダル付き電動バイクが原付等ではなく、自転車であると誤認させるような説明で販売されていることもあるので、注意しなければなりません。</p>
9	<p>14歳以上の者が、自転車で一時不停止や信号無視等の危険行為を行い、3年間に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならないが、これを受講しない場合は、5万円以下の罰金が科される。</p>	○	<p>自転車運転者講習制度は14歳以上の運転者が対象となります。</p> <p>信号無視、通行区分違反（右側通行など）、一時不停止、歩道通行時の通行方法違反、ブレーキのない自転車の運転等の危険行為を行い、3年内に2回以上検挙された場合は、自転車運転者講習を受講しなければなりません。</p> <p>（道路交通法第108条の2第1項第16号、第108条の3の5第2項）</p>
10	<p>自転車は運転免許が不要なので、お酒を飲んで運転しても罰則はない。</p>	×	<p>自転車は車両であり、飲酒運転してはならず、罰則は、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、酒気帯び運転は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金と規定されています。</p> <p>（道路交通法第65条第1項、第117条の2第1項第1号等）</p>